

# 電力卸供給入札

丸 山 真 弘

## 1. はじめに

発電部門への新規参入者の導入促進は 1995 年の電気事業法改正の大きな柱の一つであった。このため、発電事業への参入に対する許可制が原則として不要とされた(「卸供給事業者」制度の導入=第 2 条)ことや卸託送の活性化(第 24 条の 3)と合わせて、一般電気事業者の新規電源調達に対して入札制度が導入された。

この制度に基づき、1996 年度には、北海道・東北・東京・中部・関西・九州の 6 つの電力会社が入札を実施し、10 月末には落札候補者の発表が行われた。

## 2. 入札の制度

### 2.1 入札制度の導入目的

今回、卸供給に対する入札制度が導入されることになった背景には、分散型電源の導入可能性の拡大による新規事業者の参入促進の動きがあった。新規事業者の参入を促進するためには、参入の障壁であった事業許可制を撤廃するとともに、電気事業者側が公平性・透明性のある形で新規事業者から電力を購入することが求められた。そこで、入札制度の導入により、新規事業者に対して適切な参入機会を確保することになった。

これと同時に、入札制度には、発電部門に競争原理を導入することにより、結果として電気事業者の供給コスト削減が図られるという効果も期待されている。

以上のような背景から、今回の入札制度では以下のような原則を採用している。

①電力会社は透明性のある回避可能価格を入

札の上限価格として提示し、安価な電源の調達を図るとともに、電気事業者の効率向上努力を促す。

②応札案件の判定方法や判定基準は原則公開とし、入札の透明性を確保する。

### 2.2 長期的な電源開発との調和

日本は、入札制度が既に導入されている米国などとは異なり、資源が乏しい上に、今後も着実な需要の伸びが予想されている。このため、入札制度は電気事業者による長期的な電源開発との調和を保つことが求められる。このため、今回の入札制度は以下のような特徴を持っている。

③入札の対象は、開発期間が短く、入札に馴染むような新規の電源(概ね、開発期間が 7 年以内の火力電源)とする。これ以外の大規模な電源や、長期の開発期間が必要な電源は電気事業者が開発を担当する。

④入札で調達する電源は、電気事業者が開発する電源の代替として位置づけられる。そのため、契約は長期のものとし、工程や資金といった計画の確実性についても判断する。

### 2.3 法令上の入札制度の枠組み

これらの原則を受け、電気事業法では入札制度について以下のような規定を設けている。

①広域的運営の規定で「卸供給事業者の能力を適正に活用」する旨が規定される(第 28 条)。

②一般電気事業者が通商産業大臣に対して毎年度提出する供給計画に、今後 10 年以内に受給を開始することになる入札による電源調達について、上限価格などの概要を記載することが求められる(第 29 条)。

③供給計画に記載した上、公平性と透明性を

確保するための一定の手続(電気事業法施行規則第30条)を踏んで行われた入札の結果である供給条件に基づく卸供給については、通商産業大臣の許可は不要とされる(第22条第1項但書)。

### 3. 1996年の卸供給入札

入札の制度が整ったことを受けて、1996年4月に前述した6社がそれぞれ、1998年から2002年に受給を開始する、入札による募集を行う旨を発表した。これら6社の募集量の合計は265.5万kWとなるが、これは2002年時点の6社の供給力の約1.5%を占めている。

この募集に対して、8月の締め切り時点で単純合計で100件、1081.3万kWの応札があった。この応札量を単純に募集量で割った倍率は4.07倍であった。

各社は応札案件を評価した上で、10月末までに落札候補者として20件、304.69万kWが発表された。落札候補者となった案件の規模としては、通商産業省の省議決定(「発電所の立地に関する環境影響調査及び環境影響審査の強化について」昭和52年7月4日決定)に基づく国の環境アセスメントが設備規模15万kW以上の場合にのみ求められることから、候補者の内18件がこの制限にかからない15万kW未満で応札していることが注目される。また、産業別では鉄鋼(8件、149.1万kW)や石油精製(3件、73.3万kW)といった業種が多数を占めている。これは、燃料費の安さ(海外炭や残渣油の使用)や遊休地の活用、さらには自家発電の経験によるノウハウや人材の蓄積といった点が有利にはたらいたものと考えられる。

### 4. 入札制度の今後の課題

入札制度については、今回初めて実施されたものであり、制度の詳細な検討については落札候補者と電気事業者との間で卸供給契約が締結され、初めて今回の入札の過程が一段落するこ

とになる。ここでは、現時点まで判明した状況をもとに、今後の課題となるいくつかの点について指摘を行う。

#### 4.1 環境特性への配慮

今回の入札では、各社とも応札案件の環境特性(再生資源の利用等)については、価格面で差が出なかった場合の追加的な要素として取り入れているに過ぎない。環境との調和を重視するという観点からは何らかの評価基準を価格要素の中に組み込んでいくことも将来的には生じてくると考えられる。しかし、そのためには評価の方法をどうするかという難しい点を解決する必要がある。

#### 4.2 契約の期間

現在の入札制度では、入札電源は自社の電源の代替として位置づけられており、長期(原則15年)の契約期間が設定されている。これについては、応札者の側も長期的な供給先を確保できるという点でその利点を見いだしているようである。

しかし、燃料費の変動などを視野に入れた電源構成のベストミックスという点から、契約の期間についてある程度の柔軟性を取り入れるという動きが米国では一部見られるようになってきている。応札者の側も、将来の経済情勢の変化に柔軟に対応する可能性を確保するという点からは契約期間の柔軟化に利点を見いだすものと考えられる。

ただし、契約期間の柔軟化は供給の安定性という点からはマイナス要素となる。安定性と柔軟性を両立させるような仕組みをいかに卸供給契約の中に組み込んでいくかという点が今後の課題となるといえる。

( まるやま まさひろ )

電力中央研究所 経済社会研究所